

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、**栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室（栃木市神田町6-6）**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

※令和7年1月に実施した、野木町役場では受付・交付は行いませんのでご注意ください。

※共同・受委託の方も**栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室（栃木市神田町6-6）**で受け付けます。

1. 受付日、受付時間、対象地区および会場案内図（下都賀庁舎：栃木市神田町6-6）

受付日	受付時間・対象地区	
	午 前 (9:00~11:30)	午 後 (13:00~15:30)
令和8(2026)年 1月13日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月19日(月)	友沼学区 (松原含む)	南赤塚学区 (丸林西含む)
1月20日(火)	野木学区	佐川野学区



※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭のないよう御協力をお願いします。（キャッシュ決済も可）

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いいたします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420円（キャッシュ決済も可）（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）

使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

※受委託の方で新規申請及び耕作面積が変更になった場合は、「野木町農業再生協議会の受付印が押印された全員分の農作業等受委託契約書の写し」が必要です。

なお、その際は野木町農業再生協議会に農作業等受委託契約書の写しを持参いただくか、原本のコピーを持参いただくようお願いいたします。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当 Tel.0282-23-6882

○野木町農業委員会事務局 Tel.0280-57-4109（耕作証明書について）

○野木町農業再生協議会 Tel.0280-57-1202（農作業等受委託契約書の写しについて）